

商工連ニュース

No.223

H27.10月号

ホームページアドレス <http://www.chibaken.or.jp> メールアドレス post@chibaken.or.jp

CONTENTS

- ◇商売繁盛相談窓口を開設しました
- ◇平成27年度 商工会役員研修会開催
- ◇関東ブロック商工会青年部連絡協議会「平成27年度前期代表者会議・主張発表大会」
- ◇協会けんぽから『健康経営』のご案内
- ◇平成28年度から個人住民税の給与天引きを徹底します
- ◇千葉県最低賃金改正
- ◇平成27年10月からマイナンバーが国民のみなさまのもとに！



商売繁盛相談窓口開設にあたって

昨年6月、小規模企業振興基本法が制定され、小規模支援法の一部改正が行われました。

法律の改正に伴い、商工会は地域の中核となり、市町村や金融機関等との連携を促進し、小規模事業者の新たな需要開拓や事業承継等の課題に対し、事業計画の策定やその着実な実施等を事業者に寄り添って支援する体制や能力を整える経営発達支援事業を実施します。

今回開設する本相談窓口の目的は、商工会が創業・事業承継等への支援のほか、それぞれの小規模事業者の経営課題を解決し、地域で経営を持続的に行うためのビジネスモデルの再構築を全面的にサポートし、前述の経営発達支援事業を推進するためのものです。

地元の商工会で月に1回、専門家（中小企業診断士等）と商工会の経営指導員がタッグを組み無料でご相談に応じますので積極的にご

商売繁盛相談窓口を開設しました

—商売のことならどんな些細なことでもご相談下さい—

期間 平成27年10月～平成28年2月末（月曜～金曜 祝祭日除く）

活用下さい。

また、自社の経営課題や具体的な相談内容が、特に明確になっていない方でも本相談窓口で相談し、日頃の商売の総点検をしてみてもいかがでしょうか？

今まで商工会に相談等されたことが無い方も是非この機会にご利用

用下さい。

まずは気軽に商工会までお電話下さい！

なお、本相談窓口は、平成27年度新たに創設された県の伴走型小規模事業者等支援提案型事業の採択を受けて実施するものです。

実施期間：平成27年10月～平成28年2月末 月曜日～金曜日（祝日を除く）

商売繁盛相談窓口

相談
無料

事前
予約制

短時間

※一回の相談時間は原則1時間以内

商売のことならどんな些細な事でもご相談下さい。

○商売繁盛相談窓口ご利用の概要について

平成27年10月から平成28年2月末までの期間、毎月1回定期・継続して県内商工会に専門家（中小企業診断士等）を派遣し、商工会の経営指導員と一緒に無料経営相談を実施します。

- ・ 申込受付は事前予約制で1回の相談時間は原則1時間以内となります。
- ・ 本相談窓口は複数回の利用が可能です。また、商工会の経営指導員による通常の経営相談は随時実施しております。

※月1回の開設日は商工会ごとに決められておりますので、最寄りの商工会にてご確認ください。

平成27年度 商工会役員研修会開催

九月十五日、千葉市内のホテルにおいて県内商工会役員約百五十名の方々にご参加いただき、平成二十七年商工会役員研修会が開催されました。

花鳥会長開講あいさつの後、全国商工会連合会専務理事の勝野龍平氏を講師にお迎えして「中央情勢について」の講演をしていただきました。講演では小規模企業振興基本法制定後、小規模

事業者に光が当てられた。中小規模事業者持続化補助金や経営発達支援計画などの施策が講じられ、今後、その施策を活かして、商工会のネットワークを強化することが必要不可欠であるなど、商工会のあり方について述べられました。

最後に、地域活性化事業の先進事例研修として、いすみ市商工会長の出口幸弘氏より、平成二十五年五月から商工会が中心となって大原漁港にて開催している「大原漁港【港の朝市】について」の講演があり、参加者は熱心に聴講していました。



全国商工会連合会 勝野専務理事



いすみ市商工会 出口会長

関東ブロック商工会青年部連絡協議会「平成27年度前期代表者会議・主張大会」

平成二十七年九月十七・十八日、群馬県前橋市（ベイシア文化ホール）に於いて「関東ブロック商工会青年部連絡協議会 平成二十七年年度前期代表者会議・主張大会」が開催され、千葉県からは三十八名の青年部員が参加し、関東一都十県から約五百二十名の青年部員が一堂に会しました。

十七日に開催された主張発表大会では、各都県の予選を勝ち上がった十二名の代表者による主張発表が行われ、千葉県からは野田市関宿商工会青年部の平野麻希子氏が発表者として「青年部活動に参加して～伝えよう夢の大切さ～」をテーマに発表しました。惜しくも入賞とはなりませんでしたが、野田市関宿の存在をアピールしました。最優秀賞は、吉川市商工会青年部（埼玉県）の小林寿朗氏が受賞し、平成二十七年十一月に兵庫県神戸市で開催される第十七回商工会青年部全国大会に出場することとなりました。また十八日に開催された代表者会議では、全国大会の顕彰に係る

プレゼンテーションが行われ、本県からは、人（ヒューマン）づくり部門に富里市商工会青年部の松永達人氏、ネットワークづくり部門に大網白里市商工会青年部の矢部智士氏、まち（地域）づくり部門に袖ヶ浦市商工会青年部を推薦しましたが、厳選なる選考の結果、惜しくもいずれの部門も千葉県は選出とはなりませんでした。

なお、平成二十七年後期代表者会議は、平成二十八年二月に新潟県長岡市にて開催されます。

社員の健康は会社の健康

「協会けんぽから『健康経営』のご案内」

社員の健康は会社の財産です。会社が健康づくりに積極的に取り組むと、社員一人一人が元気になり、会社全体も元気になる、そんな取組です。今や、『健康経営』なくして、人材確保と生産性向上は望めません。

健康管理の第一歩として、まずは年に1回の健診により、リスクの把握をしましょう。また、健診を受けた後は、社員・家族の健康リスクの把握による早期治療や特定保健指導の積極的な活用を行い、

生活習慣病を予防しましょう。

協会けんぽ千葉支部では、健診及び特定保健指導の受診率向上や早期発見治療による重症化予防など『健康経営』の普及促進を、職員が加入事業所に訪問し事業主様にお願ひしています。

※「健康経営」は、健康経営研究会の登録商標になっております。

「事業主の皆様への千葉県と県内全市町村からの大事なお知らせ」平成28年度から個人住民税の給与天引きを徹底します

所得税の源泉徴収義務がある給与等の支払者には、個人住民税の特別徴収を実施する義務がありますので、平成二十八年度までに準備をお願いいたします。

★特別徴収とは

所得税の源泉徴収と同じように、事業主（給与支払者）が毎月従業員等（納税義務者）に支払う給与から個人住民税を天引きし、従業員等に代わり市町村に納入していただく制度です。原則として、アルバイト、パート、役員等を含む全ての従業員から特別徴収する必要があります。

★お問合せ先

（制度概要について）

千葉県総務部税務課特別滞納処分室
Tel 043-223-3098

千葉県総務部市町村課税政班
Tel 043-223-2133

（手続きについて）
最寄りの市町村税務担当課にお問合せください

「千葉県最低賃金」が平成27年10月1日から時間額817円（従来の798円から19円引上げ）に改正されました。

千葉県内の事業所で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む）及び、その使用者に適用される地域別最低賃金が改正されました。

詳しくは、千葉労働局労働基準部賃金室（Tel 043-221-2328）又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

24時間テレフォンサービス
Tel 043-221-4700

千葉労働局ホームページ
<http://chiba-roundoukyoku.jp/site.html>
w.go.jp

平成27年10月から



マイナンバーが国民のみなさまのもとに！

導入準備は進んでいますか？

マイナンバー導入チェックリスト

☆ マイナンバーの導入に際し、事業者のみなさまは、社会保障や税の手続きのため、従業員の方々からマイナンバーを取得し、適切に管理・保管する必要があります。

従業員数の少ない事業者では、以下のチェックリストを参考にしてください。 ✓

<担当者の明確化と番号の取得>

- マイナンバーを扱う人を、あらかじめ決めておきましょう（給料や社会保険料を扱っている人など）。
- マイナンバーを従業員から取得する際には、利用目的（「源泉徴収票作成」「健康保険・厚生年金保険届出」「雇用保険届出」）を伝えましょう。
- マイナンバーを従業員から取得する際には、番号が間違っていないかの確認と身元の確認が必要です。
①顔写真の付いている「個人番号カード」か、②10月から届くマイナンバーが書いてある「通知カード」と「運転免許証」などで確認を行いましょう。

※ 従業員で身元の確認が十分できている場合は、番号だけ確認してください。

※ アルバイトやパートの方も、マイナンバーの番号確認や身元確認が必要となります。

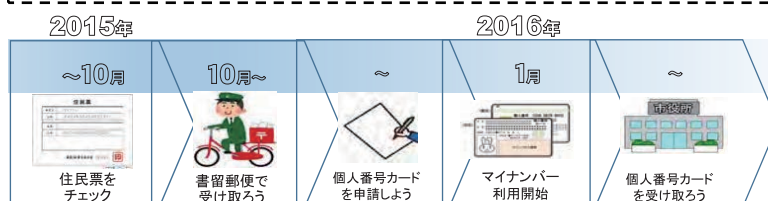


<マイナンバーの管理・保管>

- マイナンバーが記載された書類は、カギがかかる棚や引き出しに大切に保管するようにしましょう。無理にパソコンを購入する必要はありません。
- パソコンがインターネットに接続されている場合は、ウィルス対策ソフトを最新版に更新するなどセキュリティ対策を行いましょう。
- 従業員の退職や契約の終了などでマイナンバーが必要なくなったら、細かく裁断するなどマイナンバーの書いてある書類を廃棄しましょう。パソコンに入っているマイナンバーも削除しましょう。

<従業員の皆さんへの確認事項>

- 裏面を掲示板に貼るなどして、従業員の皆さんに通知が届く時期や何に使うかなど、基本的なことを知ってもらいましょう。



ご不明な点は マイナンバーのコールセンター
0570-20-0178 へ

※ ナビダイヤルは通話料がかかります。 ※ 平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）
※ 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください。